

報告第26号

地方独立行政法人桑名市総合医療センターの令和5事業年度に係る業務実績に関する
評価結果の報告について

地方独立行政法人桑名市総合医療センターの令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第5項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年8月28日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

地方独立行政法人桑名市総合医療センターの
令和5事業年度に係る業務実績に関する
評価結果

令和6年8月

桑名市長 伊藤 徳宇

年度評価の方法

本評価委員会は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）について、「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの業務実績に関する評価の基準」に基づき、法人の第3期中期計画の第5期事業年度である令和5事業年度の業務実績に関する評価を行った。評価は、項目別評価と全体評価を行い、項目別評価では、法人による自己評価を基に法人へのヒアリングを通じて、自己評価の妥当性や年度計画の進捗状況について、小項目評価及び大項目評価を行った。また、全体評価では、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について、総合的な評価を行った。

I 大項目評価

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価結果と判断理由

小項目評価の平均点は3.7であり、また以下のことを考慮し、「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」に関する大項目評価は、A評価（計画どおりに進んでいる）が妥当と判断した。

(2) 大項目評価に当たり考慮した事項 【 ー（ ）】は中項目番号及び小項目番号 [小項目評価が5の項目]

・【1ー（2）】地域医療連携の推進

紹介率、逆紹介率が、計画値を達成しており、市内医療機関の実感としても、しっかりと連携が感じられていること。

・【1ー（3）】災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力

DMA Tの災害時派遣に備え、様々な訓練に参加しており、平時より災害対応に備えていることが伺えること。

[小項目評価が4の項目]

・【1ー（1）】重点的に取り組む医療の実施

計画値及び実績値は、項目によっては、下回るもの上回るものはあるが、総合的には努力されている。

・【2ー（1）】デジタルトランスフォーメーション(DX)の活用

スマートフォンを用いて画像や検査結果、処方などの医療情報を参照できるサービスであるPHRの試験運用を開始したこと、また医療費の後払い機能を追加したこと。

・【2ー（3）】高度・専門医療への取り組み

地域の中核病院として、循環器センター、消化器センター及び脳卒中センターの各センターを継続的に運用し、高度で専門的な医療の提供に取り組んだことにより、治療件数が

前年度より概ね増加していること。

・【２－（４）】医師の確保

医師数について、前年度より増加していること。

・【２－（５）】研修医の受入れ及び育成

令和５年４月に初期研修医を前年度の１２人より多い１４人を受け入れたこと、第３期中期目標期間で見ても、研修医及び専攻医は多く受け入れていること。

・【２－（６）】看護師の確保及び定着

新入職者の確保に取り組み、令和６年４月の入職予定者として２８名の看護師、助産師を採用することができたこと。

また、常勤看護師の離職率を７．３％と低く抑えたこと。

・【４－（１）】医療安全対策の徹底

インシデントレポートのレベル５においては０件で、前年度より減少していること。

・【４－（４）】市民への保健医療情報の発信及び普及啓発等

コロナ禍で中止していた公開講座を再開したこと。

(3) 小項目評価の集計結果

中項目	評価対象 小項目数	５：年度 計画を大 幅に上回 って実施 している	４：年度 計画を上 回って実 施してい る	３：年度 計画を順 調に実施 している	２：年度 計画を十 分に実施 できてい ない	１：年度 計画を大 幅に下回 っている
１ 医療の提供	３	２	１			
２ 医療水準の向上	６		５		１	
３ 患者サービスの一層 の向上	３			３		
４ 安心して信頼できる質 の高い医療の提供	４		２	２		
合計	１６	２	８	５	１	

第２ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価結果と判断理由

中項目評価の平均点は３．３であり、また以下のことを考慮し、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に関する大項目評価は、Ｂ評価（おおむね計画どおりに進んでいる）が妥当と判断した。

(2) 大項目評価に当たり考慮した事項 【 】は中項目番号

〔中項目評価が4の項目〕

・【3】職員の就労環境の整備

働き方改革関連法の施行に伴い、各部署にて有給休暇年5日の取得や、時間外労働の削減に取り組み、有給休暇5日以上取得率が98.2%であったこと。また、男性の育児休業取得も積極的に取り組んでいること。

・【4】効率的な業務体制の推進と改善

業務改善の実績などの募集を行い、応募(16件)の中から上位入賞者を表彰するなど、業務功績者への表彰制度は、事務員のモチベーションにつながる。また公的機関での実施は珍しい。

(3) 中項目評価の集計結果

中項目	評価対象 項目数	5：年度 計画を大 幅に上回 って実施 している	4：年度 計画を上 回って実 施してい る	3：年度 計画を順 調に実施 している	2：年度 計画を十 分に実施 できてい ない	1：年度 計画を大 幅に下回 っている
1 適切かつ弾力的な人員配置	1			1		
2 職員の職務能力の向上	1			1		
3 職員の就労環境の整備	1		1			
4 効率的な業務体制の推進と改善	1		1			
5 収入の確保	1			1		
6 支出の節減	1			1		
合計	6		2	4		

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価結果と判断理由

「財務内容の改善に関する目標と達成するためとるべき措置」に関する評価結果は3であり、大項目評価は、B（おおむね計画どおりに進んでいる）が妥当と判断した。

(2) 大項目評価に当たり考慮した事項

新型コロナ関連補助金収益は減少したが、病床稼働率の向上に取り組み医業収益は前年度

を上回り、減価償却前利益について計画値を上回ったこと。

II 全体評価

1 評価結果と判断理由

法人の令和5事業年度の業務実績については、3つの大項目評価である、「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」はA評価、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」および「財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」については、B評価であること、加えて以下の点を考慮し、全体としては、おおむね計画どおりに進んでいると評価した。

2 全体評価に当たり考慮した事項（大項目評価に当たり考慮した事項以外のもの）

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・PHRサービスに医療費後払い機能を追加した、高齢者のようにスマートフォンに不慣れた患者もいて、まだまだ普及には至っていないが、患者の利便性向上を図っていること。
- ・患者からの意見箱を増やし、また定期的に患者満足度アンケート調査を実施し分析していること。
- ・能登半島地震において、発災翌日にDMATを派遣していること。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・自治体病院としての病院貢献に対する選考の実施は、評価できる。
- ・認定看護師や専門看護師の育成支援や、働き方改革関連法の施行に対する取組みが行われていること。
- ・財務状況の改善にむけ最大限努力されている。

3 評価に当たっての意見、指摘等

- ・外来患者の院内滞在時間においては、診察時間を除いて算出するようにした方がよい。
- ・患者の満足度調査を活用し、より患者サービスの一層の向上に尽力いただきたい。
- ・法人の自己評価を判断するために、記述だけでは判断が難しいので、前年度実績の記載や、具体的な計画値を設定するなどしてほしい。